会 議 録

				T				
会	議	Ø :	名 称	第 52 回「枚方市障害者施策推進協議会」				
開	催	日	時	平成 23 年 5 月 31 日 (火)		午後 14 時 00 分から		
	任	Н	н4			15 時 45 分まで		
開	催	場	所	枚方市役所 第2委員会室				
				村井龍流	台会長、諸富敬	章副会長、	徳村初美委員、菊咲好子委員、	
出		席	者	桑原一章委員、山本周子委員、松浦武夫委員、岸本和子委員、林				
			有	宏樹委員、森下純一委員、邑田知子委員、村山育代委員、辻尾壽				
				市委員、大西豊委員、長尾祥司オブザーバー				
欠		席	者	上辻崇正委員、松田伸一副会長				
案				1. 枚力	方市障害者計画	〕(第3次)	及び障害福祉計画(第3期)の	
		件	E7	課是	題と方向性の考	え方 (案)	について	
			名	2. 平原	战23年度障害	F福祉室予算	について	
				3. その	の他			
				資料1	枚方市障害者	計画(第3	次)及び障害福祉計画(第3期)	
					の策定のため	の事業所で	アンケート調査報告書	
坦口	出され	た次判	以生の	資料2	枚方市障害者	計画(第3	次)及び障害福祉計画(第3期)	
名		/こ 貝 /	かけ おおり おり おり おり おり かり		の策定のため	のアンケー	-ト調査結果のまとめ	
			4/1,	資料3	枚方市障害者	計画(第3	次)及び障害福祉計画(第3期)	
					の課題と方向]性の考え力	う (案)	
				資料4	平成23年度	予算(障害	F福祉室関連分)比較表	
決				1. 次其	開計画の基本理	念及び課題	夏と方向性の考え方(案)につい	
				て、	おおむね了承	にした。		
			事 項	2. 平成23年度予算(障害福祉室関連分)について報告を受け、				
	定	事		概要を確認した。				
		•		3. 計画	画策定にあたり	、枚方市自	立支援協議会幹事会と協議、検	
				討を行い、施策推進協議会に諮る。				
				4. 実態調査報告書について、自由意見を整理の上、市のホーム				
				ページに載せていく。				
		•	:開の別	公開				
-			り理由					
			非公表	公表				
	川及び非							
傍					2人			
所	管	部		福祉部 障害福祉室				
(事	務	局)					

審 議 内 容

会長 今日の議題は、障害者支援計画の策定ということで、障害者計画と障害者福祉計画の 二つですけども、引き続きの案件ですので議論していただきます。よろしくお願いい たします。

それではただ今から第52回「枚方市障害者施策推進協議会」を開催します。案件に 入ります前に事務局から報告等お願いします。

- 事務局 はじめに、委員の変更がございましたのでご紹介させていただきます。交野支援学校の大島みどり委員に代わりまして、辻尾壽市委員でございます。本日出席と言う事報告いただいておりますが保健所の方につきましても枚方保健所の一柳茂明委員に代わりまして、大西豊委員でございます。よろしくお願いします。また、新年度になりまして事務局の体制が一部変わりましたので、ご紹介させていただきます。
- 事務局 理事兼福祉部長の木村でございます。福祉部次長丹羽でございます。障害福祉室長の金沢でございます。障害福祉室、生活支援担当課長の前村でございます。同じく生活支援担当課長代理の三谷でございます。総務事業グループの担当課長代理の竹内でございます。障害福祉室の藪田でございます。そして私、障害福祉室総務事業担当課長の服部でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 それでは次に、出席状況を報告させていただきます。本協議会は要綱第6条の規定により、「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と定められています。本協議会委員16名中、本日出席の委員は13名でございます。都合により、松田委員、上辻委員が欠席ということでございます。したがいまして、本日の協議会が成立していることについて報告させていただきます。また、本日の協議会につきましては、午後3時30分をめどに終了予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは続きまして事務局を代表いたしまして、理事兼福祉部長の木村からごあいさつ申し上げます。

木村理事 理事あいさつ

事務局 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、本日の次 第でございます。続きまして、資料1、枚方市障害者計画(第3次)及び障害福祉計 画(第3期)の策定のための事業所アンケート調査報告書。資料2といたしまして、 枚方市障害者計画(第3次)及び障害福祉計画(第3期)の策定のためのアンケート 調査結果のまとめ。資料3といたしまして、枚方市障害者計画(第3次)及び障害福 祉計画(第3期)の課題と方向性の考え方(案)。資料4といたしまして、平成23 年度予算(障害福祉室関連分)比較表。以上でございます。資料に過不足ございませ んでしょうか。

それでは、次第に従い、本日の案件をご説明いたします。案件1といたしまして、 枚方市障害者計画(第3次)及び障害福祉計画(第3期)の課題と方向性の考え方(案) について。案件2といたしまして、平成23年度障害福祉室予算について。以上で、 ございます。また、本日は事務局に加えまして、今回のアンケート調査の集計、分析 を委託しております、日本都市計画研究所の久末(ひさすえ)計画室長にも出席して いただいております。 事務局 ただいま大西委員が来られました。

大西 大西委員あいさつ

会長 ありがとうございました。それでは、進めさせていただきます。本日、傍聴の方が2 人いらっしゃると聞いています。皆さん方に確認したいのですが、アンケートの調査 報告にしたがいまして計画案を練っていくということで、特に個人情報等ありません ので傍聴許可願いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

会長ありがとうございます。それでは傍聴の方入っていただきます。

(傍聴者2名入場)

- 会長 それでは、さっそくですが議題の方に入らせていただきます。第一案の枚方市障害者 計画(第3次)及び障害福祉計画(第3期)の課題と方向性の考え方についての案と いうことで、事務局から説明お願いします。
- 事務局 それでは、案件1、「枚方市障害者計画(第3次)及び障害福祉計画(第3期)の 課題と方向性の考え方(案)」についてご説明いたしますが、その前に、前回の施策 推進協議会でA委員の方からご質問のありました、大阪府のニーズ調査における差別 体験の有無の調査結果についてご質問があったかと思います。それについてお答えさせていただきます。つきましては昨年10月に実施された分のアンケート調査の結果について報告がございました。それによりますと学校、職場、病院等の場で差別を受けた、嫌な思いをした経験がありますか、という問いに対し、学校においては28.2%、電車バスにおいて26.5%の方が経験あると答えられたということです。なお大阪府におきましては年齢区分ごとの集計は行っておられないようですので、以上の点でご了承ください。

それでは、案件1について説明させていただきます。本案件に係る資料1、資料2については、アンケート調査の集計、分析を委託しております、日本都市計画研究所からご説明差し上げます。

事務局 先ほどご紹介いただきました、日本都市計画研究所の久末と申します。よろしくお願いします。それではまず資料1についてご覧ください。この事業者アンケート調査報告書ということでございます。まずめくっていただきまして2ページでございますが調査の概要をまとめてございます。この事業所アンケートにつきましては、枚方市の障害者へサービスを提供されている事業所へ記名調査を実施したというものでございます。郵送による配布回収方法をとりまして調査実施期間というのは2月16日から2月25日でございます。発送したのが210事業所、回収されましたのが116事業所でございます。回収率としては55.2%ということでございます。次に4ページをみていただきますとその事業所の所在、どこに立地しているのかということを1番、上の方のグラフで示しております。枚方市内が61.2%、数にしますと16のうち71事業所でございます。それから市外の事業所が38.8%、数にしますと45事業所ということでございます。次に5ページ以降サービスの提供状況について色々お伺いしました。その結果をまとめてございます。特に6ページ、7ページ

をご覧いただけますでしょうか。そこで表で申し上げますと6ページ上の方に有効回 答事業所数がありまして定員実利用人数、うち枚方市の人数とございます。短期入所 で申し上げますと実利用人数が423人あるという中で④のうち枚方市の人数とい うのは56でございます。したがいまして枚方市の占有率が13.2%ということで みていただければと思います。以下各サービスについて同じ様に示しておるわけでご ざいますが、したがってここの短期入所のあたり、それから療養介護、自立訓練、就 労継続支援、あたりの枚方市の占有率というのが低い値のパーセンテージになってお ります。言いかえますと、市外の事業所もたくさん利用しておられる、サービス利用 が広域化しているということでございます。さらに言い換えますと、将来へ向けて市 内のサービス基盤をより充実していく必要があるのかな、という読み取り方が出来る かと思います。続きまして、お時間の関係で主なポイントにさせていただきますが9 ページから利用者の方々のニーズの増減とそれに対する対応を示しております。9ペ ージではそのニーズの増減の状況というのを示しております。表の中で増えている・ 減っている・変わらないというあたりで分けております。増えている、ということが 各所にみられます。これに対する対応を示しておるのが15ページでございます。こ のニーズの増減に対して事業所の方はどのような対応を考えておられるかというこ とでございます。ここの表で示しております、例えば短期入所で申し上げますと総計 が19ということになっております。そのうち増えているというのが10あると、こ ういう見方でございますが、この19事業所のうち定員増をしたいと考えておられる ところが1、新規開設を考えておられるところが1、特段対策なしというところが1 1という具合になってございます。ですから対策なしというところの数が全体の中で は比較的目立っておるわけでございますが、それでも新規開設とか定員増というとこ ろを考えておられる事業所が一定あるという状況がみてとれると思います。続きまし て、25ページあたりにその利用者のニーズ増加に対してどのような効果的な取り組 みを希望するかというあたりもあわせて、事業所の希望として掲げております。続い て26ページから自由記述ということでいろんな自由記述をいただきました。それの 結果につきまして26ページの上の表で傾向区分、どういうテーマで書いておられる か、その意見数、という表をまとめてございます。全体としましては35件の記述を いただいております。この中の自由記述についてはまた詳細読んでいただければと思 っておりますが、特に認定や支給決定の基準、サービス利用要件などが利用者や提供 者にとって必ずしも利用あるいは提供しやすいとは言えない状況ということを示し ている意見が複数あったと捉えております。以上が事業所についての調査報告書でご ざいます。それから資料2をご覧いただけますでしょうか。3枚ものの資料でござい ますけれども、こちらの方に前回までにご報告しています実態調査報告書という報告 書の結果のポイントをまとめてございます。改めてもう一度そのポイント、特徴的な ところをご説明したいと思います。まずは障害児18歳未満の方々へのアンケートで ございますが、これにつきましては手帳所持の状況につきまして、厚い方の報告書の 9ページをご覧ください。18歳未満の方々の手帳の所持状況の内、身体障害者手帳 の有無というグラフがございます。そこで持っているという方が29.0%というこ とでございますし、12ページを見ていただきますと療育手帳、この場合持っている 方が72.2%でございますし、13ページを見ていただきますと精神障害者保健福 祉手帳、これが持っている方が11.7%。したがって二つめに見ていただいた療育 手帳所持者が72.2%で最も多いという傾向がございます。続けてよろしいでしょ

うか。全体といいますか前提事項より関連施策全体の希望という意味で資料2ではま とめておりますが、報告書では37ページをご覧ください。枚方市の取組への希望と いうことで下にグラフをつけております。一番多いのが就労支援、これが54.4%、 学校教育の充実43.1%、障害福祉サービスの充実33.5%、放課後長期休暇対 策32.3%というあたりが上位にあげられております。続きまして市民の意識やま ちづくり全体に関する事という中で差別体験の事でございますが、これは報告書の4 5ページをご覧ください。ここにグラフがありまして、よくある14.1%、時々あ る47.2%。これ両方合わせまして約61.3%ということでございます。これは アンケートとしての実態ということでございます。それからまちづくり全体に関連し まして27ページをご覧ください。外出時に困ることという質問をしております。一 番上位にありますのが、バスや電車の乗り方がわからない、あるいは駅や道に段差、 階段が多いというようなこと、車などが恐いと言う事でございますけれども、特に困 っている事はない25.8%という事でございますので、残りの方約7割の回答者が 何らかの困っている事があると回答されている事がわかります。それから次に福祉サ ービスの中身に関することにつきましては22ページをご覧ください。利用している サービスの満足度というものをお尋ねしたものでございますけれども中ほどにござ います③短期入所、④日中一時支援、こういったところなどに不足に関する不満がみ られます。それから18歳未満の方ですので保健、あるいは保育、教育進路に関する 事につきましては、まず16ページをご覧ください。就園就学先への評価ということ で満足度を聞いております。各園、学校等の満足度ということで、ここではいずれの 項目につきましても、だいたい満足、ほぼ満足あわせますとほぼ6割、あるいはもっ と高いものでは8割という事で満足をいただいておることがわかります。それから1 7ページ以降これらの項目について改善してほしい内容というものをあげておりま す。このところにつきましては、まず乳幼児健診の改善希望としましては障害の発見、 発見後の対応あたりがあがっておりますし、保育所の改善希望となりますと18ペー ジでございますけれども他の支援機関との連携、それから幼稚園につきましては教員 の加配、それから19ページに参りますと学校につきましてはここも教員の加配です ね。それから教育内容や個別対応。それから20ページでございますが留守家庭児童 会につきましての改善希望としては個別対応等、といったところをあげておられま す。ただしここでは各グラフにN値、Nイコールというふうに書いているかと思いま す。例えば20ページの留守家庭児童会でいいますとN、回答された方の人数を示し ておりますけれどもその方は32人ということでございます。数としてはここで比率 しか示していませんのでわかりづらいかもわかりませんが、数はその32人というこ とでございます。それから選択肢としてでも、ここでも二つとかあるいは三つという 限られた選択肢を設定しておりましたので、当然ひとつひとつの率があがってくるよ うなことにもなりますので、このへんにつきましても今後もっと、それから過去に利 用された方の回答も含まれているわけです。いま利用しているわけじゃなくって過去 に利用した、そのときの改善希望も入っているということがありますので、もっと綿 密なクロス集計をかけまして、じゃあ現在利用している方はどうなのかということを さらに分析してまいりたいと考えております。続きまして、今度は成人の方に対する アンケートの結果でございます。59ページをご覧いただけますでしょうか。59ペ ージで成人の方18から64歳の方の身体障害者手帳を持っておられる方が64. 4%ということでございます。62ページには療育手帳の有無ということで持ってい

る方は19.8%、その右に精神障害者保健福祉手帳の有無、持っている方が27. 1%ということで比較的に身体障害者手帳を持っておられる方が多いということで ございます。そういう中で86ページをご覧ください。ここに将来の不安項目という のがございます。将来の不安項目として一番トップにあげられているのが生活費、経 済の面ですね。これが59.0%と言うことで多くあげられております。これと対応 するように90ページをご覧いただけますでしょうか。 枚方市の取組について特に力 を入れて欲しいという項目が多い順にグラフ並べてございます。まずは何と言いまし ても障害者の生命と健康を支える、次に障害者の就業雇用という問題、それから身近 で利用しやすい相談の場、といったところが多くあげられております。それからその 他、市民の意識やまちづくり全体に関する事、ということで報告書のページ数は申し 上げませんけれども差別を体験したことが有る、という方が37.9%になってござ います。それから18歳以上の方につきましても約5割の方が外出時に困ると回答さ れております。今申し上げております私の内容につきましては資料2の2ページの方 に書いてございますのでそちらも併せてご覧いただけますでしょうか。2ページの中 ほどに書いてございます。それから福祉サービスに関すること、ということで各サー ビスの満足度はおおむね高いというようなこと、それから相談や情報、先ほどの18 歳未満のところでもそうでしたけれども、どこに相談したらよいか分からないという 方が一定数、2割程いらっしゃるということでございます。それから余暇活動に関す る事としていつでも立ち寄れる場、という事が26.3%で多くなっております。そ れから就労に関する事、先ほどやっぱり不安で経済面とありました。就労というのが 非常に重要なテーマと思われますけれども、ここにつきましては報告書の91ページ をご覧ください。先ほどみていただいた枚方市の取組の右です。一般就労という方が 円グラフをみていただくと29.1%ということでございます。働いていないという 方が44.8%。福祉的就労という方が12.6%ということでございます。この働 いていない44.8%の方の理由が93ページにございます。一番多いのは病気の為 57.5%でございますが、働く自信がないとか働くところがないといったようなと ころもあわせてあげられております。それから次に102ページをご覧ください。一 般就労のために必要な事をお聞きしました結果がここにございます。特に一番トップ になっていますのが自分にあった仕事であることというのが47.4%、次いで職場 環境の整備というのが27.6%、職業訓練というのが19.3%というふうに続い てございます。次に高齢者65歳以上の方でございます。この場合116ページに同 様に身体障害者手帳の所有状況を示しております。90.1%の方がこの手帳を持っ ておられます。高齢者の方の回答結果の特徴としましてこの身体障害者手帳をお持ち の方がかなり多いという特徴がございます。それから枚方市に特に力を入れて欲しい ということ、これにつきましては130ページにございます。一番多いのが移動しや すい生活環境、道路や歩道などということでございますが移動しやすいまちの環境、 これが27.5%。それから先ほどと同様、障害者の生命と健康を支える為の支援2 7.2%ということ。それから在宅生活を支援するサービス24.2%、それから同 率にはなりますが障害者に対する災害時の援護支援24.2%というあたりが上位に あげられております。それから余暇活動としましては報告書にもあげておりますけれ ども、いつでも立ち寄れる場があることということが19.9%、これは18歳以上 の成人の方と同様でございます。以上の事を踏まえまして資料2の5ページをご覧い ただけますでしょうか。資料2の5ページでアンケート調査結果からみた枚方市の課 題がございます。今私が申し上げました主なポイントを中心に障害児の課題、成人の課題、高齢者の課題。高齢者の課題のうち災害時の援護対策、先ほど項目としては4位でございましたけれども最初にみていただいたように身体障害者手帳をお持ちの方が非常に多いということからこの課題は大きく位置づけられるのかなということでここに置かせていただいております。それから事業所の課題、ライフステージに限らない全般に関わる課題。それぞれ今申し上げた内容をまとめる形で書かせてもらっております。以上でございます。

- 会長 ありがとうございます。要点をわかりやすく説明いただきました。事業所に対するアンケート調査の報告の第一の資料と、この間からのアンケート調査の18歳から成人、高齢者の三つにわけた調査をふたつの資料ということでまとめていただきました。何かこのへんでご質問とかご意見ありましたらどなたからでもよろしくお願いします。いかがでしょうか。ちょっと量が膨大でなかなかひとつひとつのことはじっくり見ていかないとわかりにくいかと思いますが。
- B委員 3つあります。まず一つめ、事業所の課題として人材確保とか施設の整備の支援とありますけども、事業所からのアンケートを見ますと聴覚障害者、手話のコミュニケーションを必要とする人が入って来たときに困った、手話をもっと勉強したいことが一つもここにのっていません。ということは回答をもらった事業所には、ろうあ者が事業所にきてない。どういう風に思われますか。なぜかといいますと、枚方市にある事業所には手話が出来る職員がいません。または受け入れる体制がありませんので、ろうあ者は利用ができない実態だと思います。実態調査報告書の130ページ、枚方市に力を入れて欲しい取組の中に回答が2%の障害者に対するコミュニケーションの支援、手話のコミュニケーションが必要と感じていることと思いますので、そういう高齢者、ろうあ者がその施設を使いにくい状況がうかがえます。課題にはろうあ者を受け入れる施設の支援をもっと追加していただけないでしょうか。
- 会長 最初はどこの指摘か。あとの部分はわかるのですが最初はどこを指しているか。
- B委員 事業所の課題を指摘しています。事業所ではろうあ者が頼って遊びにいっていますが、そういうところがあります。グループホームやケアホームに入りたくても入れない。手話が出来る職員がいることで、遊びにいっておられる方もいます。ということは、まだ枚方市の中では受け入れができる施設がまだないと思います。
- 会長 報告書という意味ではないのでしょうか。報告書の中からということではないのでしょうか。
- B委員 アンケートのまとめの結果5ページ、事業所の課題。施設の整備の支援の中。手話 のコミュニケーションの受け入れる体制、支援がもっとできますでしょうか。資料2 の5ページ、事業所の課題のふたつに、もうひとつ追加してほしい。コミュニケーションできる施設への支援を三つめにいれてほしい。
- 会長 コミュニケーション支援のできる施設の整備ということですか。
- B委員 手話のできる人材を確保するか、ろうあ者が利用しやすい環境をつくるか。ろうあ 者が集まった施設をつくるか。

- 会長 コミュニケーション支援のできる施設の整備ということと、一番目の人材確保の支援 の中に、手話の出来る人材というのを含めるというようなことでもよろしいでしょうか。
- B委員 アンケートに、ろうあ者の利用状況が見えないので、利用している人がないと思われるのでそういう施設を整備してほしい。
- 会長 わかりました、ありがとうございました。事業所アンケートの中に聴覚に問題を持たれている方に対しての調査として十分出来ていない。その辺の事も踏まえて課題としてあがってこないから、是非そういう課題をあげてほしいという捉え方ということでよろしいでしょうか。
- B委員 施設によって、聴覚障害者を調査して、ケアホームやグループホームに入る必要の ある人がどれぐらいいるのかとか人数をつかんだうえで手話が出来る環境のある施 設が出来るようになってほしい。
- 会長 わかりました。ケアホームやグループホームに入る人の人数なんかもつかんで、それ に対応する環境というのも考えて行く、というのもこの中に考えてほしいということ ですね。
- B委員 手話の出来る人を整備してほしい。
- 会長 B委員からご意見あったように、各委員さんから、これが反映されていないのではないかというようなご意見はこういう場でしか聞けないので、何かあればご意見伺えればと思います。どこまで計画づくりに反映するかはこれからの話なのですけども、ある一定の人達については取り上げられているけれど我々の問題については非常に小さくなってしまっている。パーセンテージの少ない方は、どうしても少なくあがってしまいますから、そうするとどうしてもニーズがないように捉えられてしまいますので、そういうことも踏まえましてご意見ありましたら是非お願いします。

同じニーズでも、障害者種別にわけると傾向も当然かわってくるわけで、一番多いのが身体障害の方ですから、全体でみたら身体障害の方のニーズが増えてくるけども、種別にわけると当然ニーズがかわってくるということはあるわけですからそんなことも踏まえて何かご意見はいかがですか。

あるいはこの辺見て行く間にこういうことがあるだろうから、こういったクロス集計をとってほしいとか。今、クロス集計そのものは出ているのでしょうか。

- 事務局 今、整備中です。一定作業的には終えています。今のコミュニケーション支援についての調査結果は89ページあたりに、全体の数云々は別としましても件数的にはあげております。89ページですと成人の方です。65歳以上の方ですと129ページということで紹介をさせてもらっております。
- 会長いかがでしょうか、他に何か。

今日の案件にも出てきますけども、方向性とか考え方みたいなことが出てきますので、そのひとつとして今のご意見なんかもどのように入れていくかということも後ほど考えていただきます。とりあえず今の調査の報告の中で少しわからないとかいうようなことありましたら、是非お伺いしていきたいと思います。あるいはこれはこうい

- うふうに捉えているけれども、こういうことから考えたらこうじゃないか、というようなご意見等ありましたら、是非お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。
- C委員 まとめるとこういう話になるのではないかと思うのですが、個別意見をみると、保護者の就労がむずかしいという意見があります。そういう点というのが学校の放課後の支援とかそのあたりの対策としてあがってきているとは思いますが、保護者の就労のあたりというのは就労自体が難しくてなかなかあまりあがってこないような数字なのかなと思ったのと、あと発達障害の方の不安というのが意見としてかなりあるのかなという感じがしたのですが、そのあたりは別途アンケート項目としては確かなかったかと思いますが、数字として読み取れる部分はありますか。
- 事務局 児童の18歳未満については問23の部分で、就労支援かというわけではございませんが、家族が不在の時はどうしておられますか、といったことでその時にどのような状態でいるかということです。42ページです。
- 会長 緊急対応時、家族の対応ということで就労ということではないけれども近接部門の中で、こういった、いないときの問題をとらえている。
- 事務局 37ページでは、枚方市の取組について、という問20の設問がありますけれども、 その中でどんなことを希望されますかという答えが、下の方ですけれども保護者の就 労支援が10.9%と回答いただいております。
- 会長もう一ついうと発達障害について何か問題は。
- 事務局 調査の対象となっている方が障害者手帳、いずれかの手帳をお持ちの方が対象なの で拾えていないです。
- 会長 他にいかがですか。どういうようなものと掛け合わしてみて欲しいというようなご意見がありましたら是非。また先ほども言われておりましたように随時クロス集計掛け合わせしていただいていますが、それにこういうものとこういうものをクロスしてみたい、このへんの要因を見てみたいなど、ご意見ありましたらいただけると有難い。年齢別には調査のときにこの年齢に合うような形で18歳と成人と高齢という大雑把な分け方はしていますけども、年代別にまた違う部分もあると思うのですけども。あとの部分はこの項目の中から基礎的な部分、基本的には何が掛け合わせとしてされていますか。
- 事務局 最初の方で属性をお聞きしておりますのでその項目ごとのクロス集計をひととおり全てとっている状況でございます。
- 会長 基本的事項という事をベースにという形ですか。少しずつ年齢によって違うことがありますけども、基本的には基本的事項をクロスに集計していると。障害種別はやられているのですか。
- 事務局 障害種別には手帳でお聞きしていますので、その項目でもございます。
- 会長 もしご意見がないようでしたら次の問題とかみ合わせて、項目や、それはどこに入っているのかというあたりと関連してくるかと思いますので、そこからまた見直すということで、先へ進ませていただいてよろしいでしょうか。

それでは、資料3、方向性と考え方について説明していただけますか。

事務局 それでは、資料3に基づいて、枚方市障害者計画(第3次)及び障害福祉計画の課 題と方向性の考え方(案)について、ご説明いたします。まず、計画の基本理念につ いてですが、現行の計画基本理念は2本の柱となっており、ひとつは障害のある人が、 障害のない人と同じように、地域の中で自立して生活できるようにします。もうひと つは、障害者が、市民社会一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動 できるようにしますとあります。この基本理念は昭和50年1975年の12月に国 連総会で決議されました、障害者の権利宣言を出典として、引用し解釈を加えている ものでございます。ご参考までに障害者の権利宣言では、障害者は、その人間として の尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、 特質及び程度に関わらず同年齢の市民と同等の基本的権利を有するとあります。現在 においても、障害者の権利宣言に書かれている内容、理念といったものに沿って障害 者施策が展開されており、枚方市障害者計画(第3次)においても、この基本理念を 継承してまいります。この基本理念を継承していくにあたり、一点、文言に字句修正 をいたしました。二つめの、障害のある人が、市民社会の一員としてあらゆる社会生 活に参加し、いきいきと活動できるようにしますとありますが、この部分の冒頭につ きまして、現在は、障害者が、市民社会の一員としてとありますが、こちらをひとつ めと同じく障害のある人と表現を変えております。この基本理念の考え方に沿って計 画を策定していくにあたり、先ほど、ご説明いたしました、昨年度実施した、アンケ ートから見た課題、国の法改正内容、現計画の総括及び今後実施いたします障害者団 体等からの意見聴取などを取り入れ、今後、障害者計画の目標を策定してまいります。 本日は、アンケートから見た課題及び国の法改正内容の2つから考えられる方向性を 提示しておりますので、ご議論いただきたいと考えております。

まず、障害児(18歳未満)の課題、就学前の段階における保育・教育機関と療育 の連携。学校教育・通学支援の充実。福祉サービス基盤の充実やニーズに合わせた柔 軟なサービス提供。放課後・長期休暇対策の充実。進学・進路指導、就労支援の充実 についてを①としております。同様に成人(18歳から64歳)の課題、福祉サービ ス基盤の充実やニーズに合わせた柔軟なサービス提供、就労支援の充実を②とし、高 齢者(65歳以上)の課題、災害時の援護対策を③。事業所の課題、人材確保への支 援、施設整備への支援を④. ライフステージに限らない課題の障害や障害者への理解 を深める市民啓発、身近でわかりやすい相談窓口の充実、障害児・者が外出しやすい 環境整備、気軽に立ち寄れる居場所づくりを⑤としております。また、国の法改正内 容につきましても、利用者負担の見直し、利用者負担について、応能負担を原則に、 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減を⑥。障害者の範囲及び 障害程度区分の見直しの発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化、障 害程度区分の名称と定義の見直しを⑦。相談支援の充実について、相談支援体制の強 化(市町村に総合的な相談支援センターを設置)、支給決定プロセスの見直し、サー ビス利用計画作成の対象者の大幅な拡大を⑧。障害児支援の強化、児童福祉法を基本 として身近で地域での支援を充実、放課後型のデイサービス等の充実を⑨。地域にお ける自立した生活のための支援として、グループホーム・ケアホーム利用の際の助成 を創設、重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設を⑩。その他、事業者の 業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備を⑪としております。計画の方向性 (案)をご覧ください。先ほども申し上げましたが、現時点では、現計画の総括及び障害者団体等からの意見聴取などは未実施であり、今後、総括、意見聴取及び課題を取り入れ、今後、障害者計画の目標を策定してまいります。本日は、アンケートから見た課題及び国の法改正内容の2つから考えられる方向性を提示しております。

市民啓発及び市民参画による地域福祉の推進とあり、その横に※印で対応する課題 及び国の法改正内容とあり、⑤と書いております。これは、先ほどのアンケートから 見た課題の⑤ライフステージに限らない課題。障害や障害者への理解を深める市民啓 発の部分が、現時点での方向性(案)の市民啓発及び地域福祉の推進に該当するとい う意味でございます。続きまして、障害児者が外出しやすい環境整備は、アンケート から見た課題の⑤ライフステージに限らない課題の障害児者が外出しやすい環境整 備からの方向性に該当する部分でございます。続きまして、身近でわかりやすい相談 窓口の充実ときめ細かな情報提供につきましては、⑤ライフステージに限らない課題 の身近でわかりやすい相談窓口の充実及び®国の法改正内容の相談支援の充実、相談 支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し。サービス利用計画作成の対象者の大幅 な拡大に該当する部分でございます。続きまして、地域の中の身近な交流機会や居場 所作りでございますが、⑤ライフステージに限らない課題の気軽に立ち寄れる居場所 づくりに該当する部分でございます。継続的横断的で柔軟なサービス提供とサービス 基盤人材の確保につきましては、①障害児(18歳未満)の課題、②成人(18歳か ら64歳)の課題の両方にあります、福祉サービス基盤の充実やニーズに合わせた柔 軟なサービス提供。④事業所の課題の人材支援への支援、施設整備への支援。⑥利用 者負担の見直し、利用者負担について、応能負担を原則に。障害福祉サービスと補装 具に利用者負担を合算し負担を軽減。⑦障害者の範囲及び障害程度区分の見直し。発 達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化。障害程度区分の名称と定義と 見直し。先ほど、申し上げました⑧の相談支援の充実。⑨障害児支援の強化。児童福 祉法を基本として身近な地域での支援を充実。 放課後型のデイサービス等の充実。 ⑩ 地域における自立した生活のための支援。グループホーム、ケアホーム利用の際の助 成を創設。重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設。⑪のその他、事業者 の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備に該当する部分でございます。続 きまして、障害児施策のさらなる推進につきましては、①障害児(18歳未満)の課 題、就学前の段階における保育・教育機関と療育との連携。学校教育通学支援の充実。 放課後長期休暇対策の充実、⑨の障害児支援の強化に該当する部分でございます。 就 労支援のさらなる推進につきましては、①障害児の課題の進学、進路指導就労支援の 充実。②成人の課題の就労支援の充実に該当する部分でございます。災害時要援護者 対策の推進につきましては、高齢者の災害時の援護対策に該当する部分でございま す。以上が、現時点で昨年度実施いたしましたアンケート調査から見た課題と国の法 改正内容から類型化できるものを8つにまとめたものでございます。今後は、これら に現計画の総括、障害関係団体等からの意見等を踏まえて、次回の本協議会に方向性 をお示しし、枚方市障害者計画(第3次)の施策目標を検討していくものでございま す。本日は、現時点で類型化できている方向性について、ご審議いただくようお願い いたします。以上で、説明を終わります。

会長 基本理念とアンケート調査からみた課題と国が自立支援法のなかで法改正してきた 内容を含めたときに今度の計画の中で大きな柱立てとしてどういうものが必要なの

かということで計画の方向性ということを出されています。流れとしてはこの計画の 方向性がまず出てきた中で、じゃあ具体的にどういうことかというのは先ほどの課題 とか改正とは別に、それぞれのところでどういうことなのかということが今後考えら れていくという、柱を作るための課題とそれから法改正の内容であって中身は今度こ のままこれが入って来るということではない、そういう理解をもっていただければい いかなと。ただ、課題に出てきたことは当然計画の中ではしっかりと解決していかな ければいけませんので、出てきた問題が次の段階のときには色々柱立てが出てくると いうふうにお考えいただいたらいいと。基本計画理念については障害者人権宣言から ということで、特に前回と文言のなかで「障害者」を「障害のある人」というふうに 変えましたということですが、国の内閣府の会議でも表記の問題というのが、かなり 時間とっていますので、言いだしたらきりがなくなってくるのかなと。僕なんかは「障 害者」でよいのではないかと思ったりする立場がありますけども、これについては今 回の枚方市の計画の中で「障害のある人が」という表現に変えると。絶対いけないと いうことであればまた議論していただきますけども、まず基本理念についてはいかが でしょうか。何かご意見とかありますでしょうか。またじっくり考えてもらって、今 日これ決めたから今度計画の中で絶対決まったことですから、ということにはしませ んけども、とりあえず方向性とだいたいこの柱は大体ゆれないというなかで、文言等 は少しこれからの計画の中で変更があるかもわかりませんけども、こういう基本理念 をたててやりたいということで、ここの部分はよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、次の大きな柱立ての部分。アンケートからみた課題と国の法改正・実施法案の改正の中で出てきたものを今後の計画の中でどんなふうに柱を立てていったらいいかということで、ご提案いただいた8本の柱の方向性が出ておりますが、これについて何かご質問やご意見ありましたらお伺いしたいと思います。先ほどB委員が言われたご意見については、今後これの次の段階の中で具体的にどんなものが出てくるかというのはまたご議論いただくという。そこについては意見が出たということで終わりませんし、それから先ほどの事業所の課題の中には入れないという事ではありませんので誤解のないように。そのことを議事録に残して前回の意見が今度具体的な計画にどういうふうに反映されるのかと言うことを議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

B委員 よろしくお願いします。

会長ではこの、8本の柱について何かご意見ありますでしょうか。

- D委員 10月から重度視覚障害者に対する同行援護が入って来ると思うのですが、それが 入って来ると大きく国からのそういうことで変わってくると思います。枚方市は今け っこう時間とかそういうのが他の地域とくらべては保障されていると思います。で も、それが入って来ることによって低下するようでは困りますので、そのへんはどの ようにお考えですか。
- 事務局 計画づくりの中で言うと、どういうあたりでそこらへんのあたりが入って来るかと いうことですか。

まだ同行援護の詳しい中身までは国の方から提示されていない状況でして、いま移

動支援で支給されている適用範囲の中で、どういった違いがあるのか、ガイドさんや ヘルパーさんの要件がどう違うのか、というところもありまして今のところ詳しい移 動支援との住み分け等は詳しく説明できない状況ですけれども、ただ計画の中では当 然外出を妨げるような、サービスが後退していってしまうようなことは盛り込むとい うことはないということで。残念ながら同行支援については詳しい事が提示されてい ないという状況でございます。

D委員 理念の②の方にもかかわってきますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 会長 計画づくりの中身としては2つめの柱の障害児・者が外出しやすい環境整備というあたりの中とか、それから5番目のサービスというあたりで反映されるのかなというふうに思います。そのへんで具体的なところが出てきましたら議論いただけたらなということでよろしいでしょうか。どうぞ他に、この柱立てじゃ弱いからもうひとつ柱を立てた方がいいのではないかとか、これとこれは一つにしてしまえばいいのではないかとかいうものがもしありましたら。
- A委員 私自身がこのアンケートを読んで、ショックだったのが先ほどございました差別体 験です。18歳未満の部分で60%を超えています。いま事務局の方から府でも20 何%という数字に比べて、この背景はわかりませんけども、18歳未満ですからアン ケートに答えたのは本人ないしは親の方だと思うのですけども、その中でパーセンテ ージが多いのが身近なところでした。18歳から成人の部分でも一番多かったのが身 近なところです。で、ここの基本理念、地域の実態というのを考えた場合、18歳未 満を含むパーセンテージの多さが何らかのきちっとした取組が必要なのだろうと思 いました。ですからこの計画方向性としては地域の中のライフステージに限らない課 題として、とらえているのだろうなぁと思います。そういう情報を入れていくという ことだと思うのですが、具体的な対応が求められるだろうということで、そこの強化 とがひとつです。それから計画の方向性の中に「施設からの地域移行」というのがこ の時点では入ってないのですが、枚方市も取り組んでおられると思うのですけども、 国としてもそういう形での方向というものを何らかの形でやっていると思うのです けども、この2,4,6,8の中にはまだ具体的には盛り込まれていません。地域移 行は今後の計画の中にどう盛り込んでこられるのか。それから、関連するのですけど も、入所施設の開所というのが一つあるかなと思います。いわゆる入所施設を開所す る理由というのも背景にあるとは思うのですけども、その中で今後その施設入所、今 回新規に一戸というふうな形になってどのような施設が、というのがわからないので すがその点をどういうふうに考えていったらいいのか訊ねたいと思います。
- 会長 3つの点で、ひとつは差別が非常に多い中で、この計画づくりの方向性の中でどういうふうに考えていってそのことが今捉えられているのか、この方向性の中で必要かと。それから地域移行の問題を計画づくりの中ではどういうふうに捉えていくのか、8つの柱立ての中で、ですね。それから入所施設が出来るというそのへんについては枚方として今現時点で、入所施設ってどこですかね。枚方市内ではつくらない?

A委員 アンケートに出ています。

事務局 ⑤の中にあります障害や障害者への理解を深める市民啓発で、これらのことを記載させていただいた市民啓発、市民参画による地域福祉の推進を示させていただいてお

ります。市民啓発につきましては、啓発の講演会等というような形で今後実施していきたいと思っておりますので、そういうことで市民啓発をおこなっていくということでございます。2点目の地域の移行ということですけども、これは何度も説明させていただいておりますが、あくまでもアンケートと国の法改正内容から出てきた課題を累計化したものでございます。現計画の総括等におきましては地域移行についても総括する必要がありますので、それらの時点でまだこのような形で方向性の中に示させていただいて、それらの中から次の施策を決めていくという形でございまして、これが全てということではなくて、ここから消えたり増えたりということになります。その点でご理解お願いしたいと思っております。入所施設について、事業所アンケートの中で書いておられるところがあったということですが、あくまでも希望というか考えておられるというお話ですので行政としてそれを認めているとか、現在の府がそれを認めているかという情報はまだ私どもには入っておりません。

会長 A委員のおっしゃったところで、特に差別の問題というのはかなり身近なところで起こっているので単に今までの市民啓発でやっていくというのではなしに、そういうものにきちんとした手立てとしてどのような事を考えるかというあたりをより具体的にしていただけるように話をして、というところかなと思います。地域移行についても、どんなふうに枚方が地域移行を進めていって地域をどう整備していきながら本当にどう移行していくのかというのが精神の問題なんかでも出て来られる方より入ってこられる方が実際は多いという現状もある中で、どんなふうにそれを枚方として本当に今とどまっていけるような施策を講じていくかと、いうような具体的なことが計画の中でそれぞれ必要になってくるのかなという。それに配慮しながらなんとか進めて頂けたらなと思います。そういう受け止め方をなんとかしていただきたいなと思います。

他いかがですか。

- E委員 私は一人暮らしで、父母は亡くなっています。東日本大震災が起こりましたが、大 震災になったらどうしたら良いのか、とても不安になります。
- 会長 今一人でお暮らしだということで、いつどこで何が起こるかわからない状況の中で、 大きな災害について、最後の所に災害時要援護者対策の推進というところがあります けども、こういうものに対してのきめ細かさみたいなものをどんなふうに考えていく か。特に一人で暮らされている不安感みたいなものの中でどういうふうに捉えられて いるのかなと、今回の中で。何かありましたら、事務局の方からお聞かせ願いたいと 思います。特に災害時要援護者対策の推進という最後の柱で挙げられている中でどん な捉え方をしてここらへんが捉えられているか少し柱立ての中でお聞かせ願えたら なあと。
- 事務局 非常に理念的なことで難しい話かと思うのですが、今回の災害を受けて避難所の中で例えばコミュニケーション支援が不足していますよとか、災害弱者の方が逃げ遅れて被害に遭われたとか、そういったお話をたくさん聞いております。まず突発的な災害時においてこういった福祉サービスがどこまで対応できるのかという課題ももちろんありますが、まず第一次的には地域での危機管理ということであれば、身近な方々の協力を得ながら一時的には対応していく必要もあるのかなと。先ほどA委員か

ら地域での差別体験といったところのご指摘もありましたが、こういったところの啓発なんかも踏まえながら障害者の方が地域の中で生活して同じ様にそういった災害対策にも取り込んでいかれるような仕組みづくりを目指していく必要があるのかと感じております。

- A委員 今議論している話が出たのは、今回の東日本大震災のような震災が起こったらとい うものですね。これまで私達はあのような震災というのはある程度考えるのが難しか った。ですからボランティアというものを大きな柱として考えていた部分があるので すが、東日本ではまずボランティアをまず止めたのです。まずはプロの消防、警察と いう部分が動いたという。そういうふうに考えると、今までのそのようなシステムで は今回はなかなか機能しなかった面があるのだろうと思います。枚方において同じ様 な事が起こるかどうかは別として、同じ様な状況が起こった場合にどのようなシステ ムがあるかということを聞きたいかと思うのです。今のお答えではやはり地域の近所 なりボランティアのレベルなのだと思うのです。そうではなくて今回、非常に専門的 な部分、例えば障害の介護のある方であれば、やっぱり介護のいわゆる資格を持った 者をまず送らなければいけなかった。だけど人はいてもコーディネイトができなかっ たのです。そういう風な課題と言うのはどんどんこれから見えてくると思いますので 私などは、枚方市は今介護の必要な方の要援護者避難所というのは多分きちんと設定 されていないと思うのです。一般の避難所、中学校なり高校の体育館で相当厳しい状 況がおきたというのは皆さん知っていることであって、それでは対応できなかった、 じゃあ次に私達はどう考えるかというふうな質問だと思います。そのへんは多分危機 管理等の部分で今から検討されると思うのですが、ただ障害者の多く、特に身体障害 が重度になっていくと仙台市もそういう緊急避難施設を持っていましたけども殆ど が特別養護老人ホーム系の部分があったと。職員も被災している。だから受け入れの 部分も非常に限定されていた部分で、県外の入所施設の方へ行かれたと聞いています が、その入所施設の方に地域で自立していた障害者が行くというのも障害当事者にと ったら議論にはなっているようです。もっと違うサポート体制はないのかという。そ こらへんも踏まえて今後の枚方市の機関のなかに要支援のそういうふうな緊急避難 所をつくるのか、それとも一般の避難所の中できちんと対応できる体制にもっていく のか、確かにもう一度考え直さなければいけないと思いますので、現状の中でという のは無理があります。
- 会長 おそらく障害者福祉計画というようなレベルだけではなしに、市の災害時の対策の中でどんなふうにして障害のある方を位置づけて危機管理していくのかという体制を組まないと、ここの計画の中ではこうやっていくというだけではなかなかいかないところがあると思います。この場での議論にこの問題提起みたいなものがあがっていくような形にはしていっていただけたらなと言うふうに思います。確かに、本当に一人で暮らされていて、あのテレビ観ているだけで不安になられたっていうのも事実だと思うし、本当にその通りだと思いますので、そのへんも踏まえて単に災害時の要援護者の対策っていう意味合いではなしに、最悪の事態に立ったときにどんな対応が出来るのかということを考えていかなければいけない。専門家だけじゃなしにかなりNPOとか云々とかが初期から障害者の場合は入っていろんな活動をしていたこともあって、やっているのも事実ですので決して専門家だけのあれじゃないと思います。そういったあたりの体制をこういう機会に学んでおくことも大切だと思いますので、

是非またご議論いただけたらなと思います。よろしいでしょうか。 現時点での柱立てとしたらこれでいいよということであれば、これをベースにしなが な、毎月は始か粋な出してい、マースによるよう。

ら一度具体的な物を出していって、そこからまた、もし柱立ての名称や、柱立ての組み方ではこのへんは入らないとか弱いとかあったらその時点で少しずつ修正していけるような形で考えていきたいと思います。そういうことでお認めいただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

一番目の案件につきましては終わらせていただきたいと思います。これは引き続きの 案件ですのでこれで終わったということではありませんので。

- B委員 災害について、阪神大震災から17年、市は考えてきたと思いますが、東日本大震 災が起きて改めて考え直さなければと思っていると思います。皆さんお気付きだと思 いますけども官房長官の会見に手話がついているが、これは私達の団体の要望で実現 しました。枚方市も情報保障についてよく考えていただきたいと思っております。
- 会長 東北では聴覚障害者の方たちが送るテレビ局みたいなのを作って情報を送っている ところも既にやられているようですけども、そういう手立てをいろんなところで学ん でいけたらなと言うふうに思いますので、コミュニティにおける情報という問題。そ の聴覚障害の方だけではなしに、最も大きな問題になって来ると思いますので、是非 そのへんも考えて盛り込んでいけたらなと。また具体的な話については、少し具体的 な話に進んだところでまた B 委員にご意見いただければと思います。よろしいでしょうか。
- 会長 案件2、「平成23年度障害福祉室予算について」事務局からお願いします。
- 事務局 それでは平成23年度障害福祉室予算について説明させていただきます。

資料4をご覧ください。平成23年度予算障害福祉室関連分比較表というふうにな っておりまして、資料の構成ですけども比較表ということで22年度の予算と23年 度の予算をくらべるような形で作成させていただいております。左の方から事業名が ありまして22年度の当初予算、補正額、22年度の決算額、さらに23年度の当初 予算、太枠でかこっております。それからBマイナスAとなっているところが22年 度と比較したときの増減となっております。予算の総額についてなんですが今日お渡 しした資料の裏面を見て頂きたいと思います。皆さんに事前配布させていただきまし た資料については総額の欄が抜けて居りましたので大変申し訳なく思っております。 今回お配りしました資料の裏面の最後のところ、合計というところになりますけれど も22年度の当初予算の合計額、総額が52億7770万5千円となっております。 これに対しまして23年度の当初予算の合計額が56億9278万9千円となって おります。全体で4億1508万4千円の増額、約8%の増額でございます。23年 度予算の特徴なのですけれども、23年度が自立支援法に基づく、新体系事業所への 最終年度ということでその関連の予算の増減が主要なものとなっております。23年 度は8月に市長選を控えておりますので、骨格的予算ということで新規事業は計上し ておりません。次に個々の事業について説明させていただききたいと思います。表面 の障害者福祉総務費、その中の3番、障害者福祉作業所運営補助事業経費でございま す。22年度当初予算が1億518万8千円。23年度当初予算が6千801万4千

円と、約4千万弱の減額となっております。これは先ほど申しましたように福祉作業 所が新体系の事業所へ23年度中に移行しなければいけないということで、移行して いっている状況ですので予算も減額をしております。作業所の移行状況についてです けれども、これは裏面をご覧いただきたいのですが、裏面の右下の方に小さい表がご ざいまして、障害者福祉作業所の新体系移行状況ということになっております。22 年度当初の作業所数が13か所でございました。22年度中に11月に1か所、23 年の3月に合計3か所が新体系に移行しております。さらに23年の4月に合計2か 所が新体系に移行しておりますので、22年度当初と23年度当初と比べますと6か 所が移行しまして、23年度当初の作業所数が7か所となっております。さらに5月 1日付でさらに3か所が新体系に移行しましたので、本日現在では作業所4か所とな っております。こうした移行状況に比べ、予算額の減額が、そこまで減額されていな いのではないかと疑問を持たれる方あるかと思いますが、これは平成22年度に新体 系に移行した作業所に対して当初はいろいろ経費もかかるであろうということで移 行支援補助金を創設しまして、支給をさせていただいておりますので、その分の予算 が入っておりますのでこういった金額になっております。次に、その下4番の障害者 小規模通所授産施設の運営補助事業経費ですけれども22年度当初予算3749万 4千円。23年度当初2755万円となっております。小規模通所授産施設につきま しては22年度当初は1か所だったのですけれども22年10月に新体系に移行し まして、23年度当初は0となっております。ただしこの分につきましても移行支援 補助金というのがありますので、その分を予算としてみております。次に障害者福祉 総務費の中の28番、障害者雇用・ハート購入促進事業委託料、29番障害者ジョブ コーチ養成事業委託料ですけれども、これは障害者の就労支援ということで、昨年度 に引き続き今年度も実施していくということになっております。続きまして障害者自 立支援費にいかせていただきます。自立支援費につきましては先ほども申しましたよ うに、新体系事業所への移行の最終年度ということで、その関連の増減が主要なもの となっております。裏面にいきまして、20番、旧法施設事業所経費のところがござ います。旧法施設におきましては、23年度中に新体系に移行するということで減額 をしております。それに関連しまして旧法から新体系へ移行するという形で、移行し た先の予算を増額しております。それに関連する部分が表面、9番の生活介護事業経 費の部分、それから裏面へいきまして18番の施設入所支援事業経費、21番の就労 支援移行事業経費、22番就労継続支援事業経費、そういった事業について増額をし ております。さらに27番、障害者自立支援法施行特別対策事業経費の中の(3)移 行時運営安定化事業というのがございますけれども、この事業につきましては新体系 に移行された事業所が、移行前と比べますと報酬が減少した際に、その減少分を補て んするという事業です。これも移行する事業所が増えるに対応して増えるだろうとい うことで増額をしております。この事業については23年度限りとなっております。 その他2点ほど自立支援費について説明させていただきたいと思います。表面10番 自立訓練等事業経費でございます。22年度当初予算1115万3千円が、23年度 は倍以上、2659万2千円となっておりますけれども、これにつきましては交通事 故とかで後遺症ののこられた高次脳機能障害の方の利用がこの間で増えているとい うことで、予算についても増額しております。それからまた裏面いっていただきまし て、14番児童デイサービス事業経費でございますけれども、これも増額をしている のですけれども、もともとニーズが高い事業だったのですけれども、市内に事業所が

ひとつだけでございまして、それが22年度にもう一か所増えまして、1年経つ中で そこの事業所の運営も軌道に乗りつつあるというところで、増加傾向であるというこ とから予算の増額をしております。次に障害者地域生活支援費の方にいかせていただ きます。4番の日常生活用具給付等事業経費でございますけれども、22年度756 4万6千円を、23年度8612万7千円に増額しております。日常生活用具につき ましては年度によって多少増減があるのですけれども、この間では特にストマ装具の 申請者が増加しているということがありまして、傾向的には増加しているということ で予算も増やしております。5番の移動支援ガイドヘルプサービス事業経費ですけれ どもこれはこの間で高齢者の方の申請が大変増えておりまして、これも高齢化社会が 進むにしたがって増えるだろうということで増額をしております。次に6番の地域活 動支援センター事業経費ですけれども、先ほど福祉作業所の移行状況のところでも説 明させていただいたのですけれども、作業所だったところが地域活動センターⅢ型に 移行されましたのでその分の予算が増えております。8番ですけれども日中一時支援 事業経費でございます。22年度当初1264万2千円が23年度約倍の2787万 8 千円になっております。日中一時支援につきましてもニーズがもともと高い事業で ございまして、20年度に事業者報酬の改定なんかもいたしまして事業者が徐々に増 えてきているということから増加傾向にあるということで予算を増額しております。 以上でございます。

- 会長 ありがとうございます。細かいところは聞いていただいた通りでございます。主に予算が変わった部分というのは利用者の増減、増加の部分、それから旧体系から新体系への移行というところで増減が出ているというご説明を細かいところまで踏まえて御説明いただきました。何かご質問ありますでしょうか。事業所が新体系に移るというようなご報告です。それと、あとは事業所がサービスの充実の中で増えてきているというようなご報告だったと思いますけれども。特に問題はないかなと思います。何かご質問あったらどうぞ。
- B委員 障害者自立支援費の14番、児童デイサービス事業経費に聴覚障害者の発音の訓練 とかの予算は入っていますか。
- 事務局 入っていないです。
- B委員 子どもの発音の訓練の予算はないのでしょうか。
- 事務局 教育委員会で聞こえの教室で何かやっておられるそのことをB委員がおっしゃっているのであれば、教育委員会の予算です。これは自立支援法上の児童デイサービスにかかる給付の金額として示させていただいております。
- B委員 この児童デイサービスの内容はどんな内容ですか。
- 事務局 基本的に就学前の方が行かれる事業なのですけれども、いわゆる発達の療育等の支援と考えていただければ。
- B委員 発達障害の為のですか。
- 事務局 知的障害の方もおられます。例えば色の分別をされたり、物の大小の訓練とかされ たりということで発達にかかる療育です。

- B委員 耳が聞こえなくても大丈夫ですか。
- 事務局 実際は人気が高いので、1年に1度申込をされて抽選方式で選ばせていただいているのです。耳が悪いからだめとかそういうことではなくて、非常にニーズが高い事業になりますので、必ずしもいけると言うことではございません。ただ、いわゆる本当に知的や発達障害のある方の療育をメインとしておられますので、言葉の獲得という点においてはなかなか指導が行き渡らない面があるかもしれませんが。
- 会長 児童デイサービス事業の中の経費の中では、言葉の問題についての経費は入っていないと。例えば児童デイサービスは人気だけど入れないというのは、要するにニーズに対応したサービスが提供できていないということですから、先ほど言いました計画の中でそのあたりをどんなふうに捉えていくかという一つのところでもあります。それからそういった聴覚に障害のある子ども達への療育というのをどんなふうに対応していくかというのを、また計画の中できめ細かく考えていただいた方がいいかなと言うふうに思います。ただ、この経費の中には入っていないということです。よろしいでしょうか。

B委員 わかりました。

会長 計画づくりの中で是非意見を出していっていただきたいと思います。いかがでしょう か予算の方の案件では。よろしいでしょうか、これをお認めいただいたということで。

(異議なし)

- 会長 それでは平成23年度の障害福祉室予算についてはこういうことで、増減が出てきた というご報告でした。
- 会長 その次3番目と言う事でその他というのがありますが、何かございますか。
- 事務局 今後の計画策定にあたりましてなんですけれども、地域の相談支援機関で構成しております、枚方市自立支援協議会幹事会の方に今後市民の意見交換会なりにつきましてもご協力いただく形となりますので、その幹事会の意見も聞きながら計画策定を進めていきたいと思います。その件について承認をお願いしたいと思います。あわせて枚方市障害者計画及び障害福祉計画の策定のための実態調査報告書についてなんですが、先ほどもありましたように自由記述についていろんな意見が載っておりましたので、項目別に例えば何々につき他何件とかいうような形で整理したいと思っております。それらについてまた委員にお配りさせていただきます。あわせてその資料についてもホームページにアップしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
- 会長 今後の具体的な計画づくりについては、ここで最終的に議論していただきますけれど も、その前段階として素案づくりとして幹事会の方にやりとりさせていただきなが ら、やらせていただきたいということをお認めいただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 報告書ですが、自由記述が意見の羅列になっておりましたので、例えば通学支援に

ついての累計がいくつといった整理をさせていただいたものをホームページにアップすることと、併せて委員の皆様に配布させていただくということでご承知いただきたいと思います。

会長ということですので、よろしくお願いします。それ以外はありますか。

予定の時間を過ぎておりますけれども皆さん方、委員さんの方からありましたら。不安なのはこの計画がどこまでもつのかというような計画づくりなのかというのは国の動向によって大きな変化も出てくる可能性もありますけれども、とりあえず今のところは国の方向上で進めていくということで進めていますのでご協力の方よろしくお願いいたします。

議案につきましては以上で終わらせていただきます。事務局の方からお願いします。

- 事務局 どうもありがとうございました。今期の委員の皆様の任期でございますが、本年平成23年6月末までとなっております。ということで今回が本委員の方での最後の障害者施策推進協議会となります。2年間にわたりまして、本市の障害者施策につきまして色々とご協議いただきまして、まことにありがとうございました。委員の皆様を代表していただきまして、村井会長より一言ごあいさついただけたらと思います。よろしくお願いします。
- 会長 2年間、僕は3期目になって6年目になり、ちょうどこの自立支援法でガタガタしだしたときから、また今ガタガタしていて、先が一体どうなるのかというような時ですけども、いいものになってくれたらなというふうに思います。皆さん方とは2年間の付き合いということで、引き続きまたこのまま残っていただくような委員さんもおられますし、今期で終わられる委員さんもおられると思います。この2年間につきまして皆さん方にご協力いただいて、スムーズに進行させていただいたこと、心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。本日の会議は終了させていただきます。